

求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止方針

日産プリンス広島販売株式会社 / 制定日：2026年10月1日

1. 趣旨

2026年10月1日施行の改正労働施策総合推進法により、事業主は、雇用する従業員が求職者等に対して行う性的な言動により求職者等の求職活動等が害されることのないよう、雇用管理上必要な措置を講じることが義務づけられた。当社は、採用選考・インターンシップその他あらゆる求職活動等の場面において、求職者等の人格と尊厳を尊重し、就活ハラスメントを一切許さない。

2. 対象

「求職者等」…当社の求人への応募者、会社説明会・カジュアル面談・OB/OG訪問・職場訪問・インターンシップ等の参加者（オンライン・SNSを介するものを含む）。

「従業員」…雇用形態を問わず当社で就業するすべての者。採用担当者だけでなく、リクルーターや先輩社員として面談・説明会・インターンに関わる社員も対象とする。

3. 禁止事項

求職活動等に関して、求職者等に対し次の行為を行ってはならない。

・性的および身体上の事柄に関する不必要な質問・発言 ・性的な内容の情報の意図的な流布、うわさの流布 ・わいせつな図画の閲覧・配布・掲示・送信 ・必要のない身体への接触 ・交際、性的関係の要求・強要 ・性的な言動により求職者等に苦痛を与え、その求職活動等の意欲を低下させる行為 ・執拗な私的な誘い（食事・二人きりの面会等）、SNS等での私的な連絡 ・その他、求職者等に不快感・不安を与える性的な言動

あわせて、本人の適性・能力に関わりのない事項（家族構成、思想信条、宗教、私的な交際状況等）も質問しない。具体的な行動基準は「採用活動における面談・接点ルール」による。なお、業務上必要な能力・適性・意欲の確認、職務に関わる条件（勤務地、時間外労働・転勤の可否、入社可能時期等）の確認は本方針の対象外である。

4. 厳正な対処

違反した従業員は、ハラスメント防止規程および就業規則の懲戒規定に基づき、厳正に懲戒処分を行う（厳重注意・譴責・減給・出勤停止・降格・諭旨退職・懲戒解雇のいずれか）。派遣労働者等就業規則の適用を受けない者については、雇用主等に厳正な処分を求める。

5. 相談窓口

求職者等および関係者は、当社従業員による不適切な言動を受けた場合、次の窓口相談・申告できる。相談者のプライバシーは厳守し、相談・調査協力を理由とする不利益な取扱い・選考上の不利益は一切行わない。既に終了した選考に関する相談も受け付ける。

採用活動におけるハラスメント相談窓口（管理部） Mail : saiyo-harassment@（当社ドメイン） ※正式アドレスは窓口設置時に確定

6. 事後対応

相談を受けた場合、事実関係の迅速かつ正確な確認、被害を受けた求職者等への配慮、行為者への措置、再発防止措置、相談者等のプライバシー保護を徹底する。事実認定は相談窓口の報告に基づき役員会で行う。

7. 教育・周知

本方針を全従業員へ周知する。求職者等と接点を持つすべての従業員に教育を実施し、教育の受講および誓約書の提出をもって採用活動等への参加を認める。学校・求人媒体・応募者に対しても、当社の取り組みと相談窓口を周知する。

附則 本方針は2026年10月1日から施行する。

日産プリンス広島販売株式会社 代表取締役社長